

# 報道資料

令和5年3月3日

・福祉医療部障害福祉課 森本、森  
TEL: 0742-22-1101(内線2832)  
・文化・教育・くらし創造部こども・女性局中央こども家庭相談センター 村中  
・文化・教育・くらし創造部こども・女性局高田こども家庭相談センター 森田

## 障害児施設への入所措置に係る保護者負担金の過大徴収に伴う返還について

### 【事案の概要】

児童福祉法に基づき、県が障害児施設への入所措置をした場合、その扶養義務者の世帯の所得に応じて、こども家庭相談センターが扶養義務者の負担金額を算定し、障害福祉課が毎月負担金を徴収します。

この負担金のうち、令和元年6月以降の入所措置に係るものについての算定にあたり、世帯の所得から控除すべき額を控除していなかったことにより、一部(5名の扶養義務者)の方の負担金を過大に徴収していたことが判明しました。

5名全員に対して、経緯の説明と謝罪を行い、過大徴収額(計 312,300 円)を3月3日に返還しました。

### 1. 過大徴収に至った経緯

- ・扶養義務者の負担金額は市町村民税所得割額等によって決定しますが、従来は、障害児施設への入所措置も障害児施設以外(児童入所施設、母子生活支援施設及び自立援助ホーム)への入所措置も区別なく、19歳未満の扶養親族がいる場合は、所得から一定の額を控除して算定を行っていました。
- ・その後、制度改正により、令和元年6月以降に障害児施設以外への入所措置の場合のみ、控除の適用が廃止されました。しかしながら、控除が廃止されていない障害児施設への入所措置についても、同様の取扱いと誤認し、令和元年6月以降 19歳未満の扶養親族がいる場合も、所得から一定の額を控除せずに負担金額を算定していました。
- ・令和元年6月以降の入所措置に係る全扶養義務者(92人)の負担金額を再確認した結果、5名に対し過大徴収を行っていたことが、令和5年1月に判明しました。

### 2. 過大徴収のあった扶養義務者への対応

家庭訪問等により経緯の説明及び謝罪を行い、3月3日に5名全員の過大徴収額を返還しました。

### 3. 誤りが生じた原因

今回の事案は、以下の要因が重なり、生じたものです。

- ・担当職員の負担金制度の理解が不十分
- ・担当職員が行った負担金額算定を再チェックする体制が不十分

### 4. 再発の防止策

再発の防止に向けて、以下の取組を行います。

- ①負担金制度への理解を深めるため、担当職員研修等を拡充
- ②負担金額算定に際し、複数の職員によるチェックを徹底